

令和 7 年 第 3 回

# 菊陽町議会 8 月臨時会会議録

令和 7 年 8 月 4 日

熊本県菊陽町議会

# 第3回菊陽町議会8月臨時会会議録

令和7年8月4日（月）開会

菊 陽 町 議 会

## 1. 議 事 日 程

(令和7年第3回菊陽町議会8月臨時会)

令和7年8月4日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 町長提出報告第9号から議案第45号までを一括議題

日程第5 町長の提案理由の説明

日程第6 報告第9号 専決処分の報告について（物損事故による損害賠償額の決定及び和解について）

日程第7 報告第10号 専決処分の報告について（道路の瑕疵による損害賠償額の決定及び和解について）

日程第8 議案第41号 工事請負契約の締結について（西部町民センター大規模改修工事（建築））

日程第9 議案第42号 工事請負契約の締結について（菊陽空港線道路築造工事（その5））

日程第10 議案第43号 工事請負契約の締結について（武蔵ヶ丘中学校体育館大規模・長寿命化改修工事）

日程第11 議案第44号 工事請負契約の締結について（武蔵ヶ丘中学校体育館空調設備整備工事（機械設備））

日程第12 議案第45号 財産の取得について（菊陽町消防団小型動力ポンプ積載車）

## 2. 出席議員は次のとおりである。

1番	鬼塚 洋 議員	2番	吉村 恭輔 議員
3番	藤本 昭文 議員	4番	馬場 功世 議員
5番	廣瀬 英二 議員	6番	矢野 厚子 議員
7番	大久保 輝 議員	8番	西本 友春 議員
9番	佐々木 理美子 議員	10番	中岡 敏博 議員
11番	布田 悟 議員	12番	佐藤 竜巳 議員
13番	甲斐 榮治 議員	14番	岩下 和高 議員
15番	上田 茂政 議員	16番	小林 久美子 議員
17番	坂本 秀則 議員	18番	福島 知雄 議員

## 3. 欠席議員

な し

## 4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 内藤優誠さん  
書記 牟田修人さん  
書記 豊住祐太さん

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	吉本孝寿さん	副町長	小牧裕明さん
教育長	二殿一身さん	総務部長	村上健司さん
住民生活部長	吉本雅和さん	健康福祉部長	梅原浩司さん
産業振興部長	山川和徳さん	都市整備部長	荒牧栄治さん
総務課長	平征一郎さん	危機管理防災課長	阪本幸昭さん
財政課長	今村太郎さん	町民課長兼 光の森町民センター所長	中村康幸さん
建設課長	出田稔さん	施設整備課長	鈴木理さん
総務課総務法制係長	高山智裕さん	教育部長	矢野博則さん
教育審議員	根本まり子さん		

~~~~~ ○ ~~~~~

開会 午前9時59分

- 議長（福島知雄議員） ただいまから令和7年第3回菊陽町議会臨時会を開会します。  
これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

- 議長（福島知雄議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、1番鬼塚洋議員、2番吉村恭輔議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定について

- 議長（福島知雄議員） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。  
お諮りします。  
本臨時会の会期は本日1日間としたいと思いますが、異議ありませんか。  
〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（福島知雄議員） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日間とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第3 諸般の報告

- 議長（福島知雄議員） 日程第3、諸般の報告を行います。  
本会議に出席を求めた説明員の職氏名は、配付のとおりです。  
これで諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 町長提出報告第9号から議案第45号までを一括議題

- 議長（福島知雄議員） 日程第4、町長提出報告第9号から議案第45号までの7件を一括して議題とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 町長の提案理由の説明

- 議長（福島知雄議員） 日程第5、ただいま議題としました議案に対する町長の提案理由の説明を求めます。  
吉本町長。

- 町長（吉本孝寿さん） 皆様おはようございます。

議員各位におかれましては、令和7年第3回菊陽町議会臨時会をお願いいたしましたところ、大変御多用の中に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。急を要する案件が生じたので、本日、臨時会をお願いをしたところでもございます。

それでは、提案しております7件の付議事件につきまして提案理由を申し上げます。

報告第9号は、専決処分の報告についてであります。

内容は、町立小学校駐車場での物損事故に係る損害賠償請求事件に関しまして、その損害賠償の額を定め和解することについて、令和7年6月13日に専決処分を行いましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものであります。

報告第10号は、専決処分の報告についてであります。

内容は、町道に係る損害賠償請求事件に関しまして、その損害賠償の額を定め和解することについて、令和7年7月4日に専決処分を行いましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告をするものであります。

議案第41号は、西部町民センター大規模改修工事（建築）の工事請負契約の締結についてであります。

西部町民センターは昭和60年に建築され、40年が経過をし、外壁、屋根、その他の設備で劣化が進んでいるため、大規模改修工事を行うものであります。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第42号は、菊陽空港線道路築造工事（その5）の工事請負契約の締結についてであります。

内容は、整備を進めております菊陽空港線で、町道古閑原上堀川線との交差部分において交差点の築造を行うものであります。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第43号は、武蔵ヶ丘中学校体育館大規模・長寿命化改修工事の工事請負契約の締結についてであります。

武蔵ヶ丘中学校の体育館は昭和56年に建設され、44年が経過し、老朽化が著しい状況であり、体育館の長寿命化及び断熱改修工事を行うものであります。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第44号は、武蔵ヶ丘中学校体育館空調設備整備工事（機械設備）の工事請負契約の締結についてであります。

武蔵ヶ丘中学校体育館は緊急避難所に指定されていることから、避難所機能の強化、併せて猛暑日の増加による生徒の健康被害を防止するため、空調設備を整備するものであります。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第45号は、財産の取得についてであります。

内容は、菊陽町消防団に配備している小型動力ポンプ積載車の購入について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、議案の要旨のみについて申し上げますが、詳細につきましては議案審議の際に御説

明いたしますので、御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（福島知雄議員） 提案理由の説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 報告第9号 専決処分の報告について（物損事故による損害賠償額の決定及び和解について）

○議長（福島知雄議員） 日程第6、報告第9号専決処分の報告について（物損事故による損害賠償額の決定及び和解について）を議題とします。

教育審議員、説明を求めます。

○教育審議員（根本まり子さん） 報告第9号専決処分の報告について御説明いたします。

本件は、町立小学校における学校職員が起こした公務中の物損事故発生に伴い、相手方と示談を進めた結果、損害賠償額が100万円以下でありましたので、令和7年6月13日に専決処分したものであり、地方自治法第180条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

内容について説明いたします。

1枚目をおめくりいただき、専決処分書を御覧ください。

専決第10号。専決処分書。専決処分日は令和7年6月13日です。

1、事故発生日時、令和7年5月27日火曜日午前9時40分頃。2、事故発生場所、記載のとおりでございます。3、相手方住所氏名につきましては、記載のとおりでございます。4、事故の概要ですが、職員駐車場敷地内において、学校職員が刈り払い機による除草作業を行っていたところ、飛び石により、駐車中の相手方自家用車のリアガラスを破損させてしまったものです。5、損害賠償の額は、21万2,795円でございます。

なお、この額を支払うことにより、双方は本件に関し、今後一切の請求、異議の申立ては行わないというのが和解の内容でございます。

参考資料に、事故発生場所の位置図と写真をつけております。

今回の事故を受けて、町内全小・中学校に対し、学校内で作業を実施する場合、周囲の安全対策に万全を期すよう指示を行ったところでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄議員） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

西本議員。

○8番（西本友春議員） 刈り払い機で石をはねたということで、これでいくと車の後ろ側、この倉庫のところで作業をしていて石をはねたのか。それと、作業するときの指示はどのような形で、例えば作業するときにはボードなりをこっちに敷いて、石が飛んできても破損しないような対策の指示をされたかどうかについてお伺いいたします。

○議長（福島知雄議員） 教育部長。

○教育部長（矢野博則さん） 御質問にお答えいたします。

まず、作業の状況についてでございますけれども、参考資料の写真のほうを御覧いただきたいと思っておりますけれども、倉庫の下にちょっと草が生えてるところが見られますが、こちらについてを刈り払い機のチップソーで作業を行ったというふうに聞いております。

2つ目の質問ですけれども、安全対策についてですけれども、当然、ポート等対策をしたのかというところなんです、対策をしないまま作業を行ったという状況になります。

以上です。

○議長（福島知雄議員） ほかに質疑ありませんか。

坂本議員。

○17番（坂本秀則議員） 今回の事故ですが、保険対応なのか対応じゃないのか。また、保護者がこういう除草作業とかする場合がありますよね。そういう場合の保険はどのようになっているのか質問します。

○議長（福島知雄議員） 教育部長。

○教育部長（矢野博則さん） お答えいたします。

まず、保険についてですけれども、こちらについては全国町村会総合賠償補償保険において対応のほうをいたします。

それから、保護者が行った場合どうなのかというところですが、こちらについては、当然、ボランティア保険等その辺がありますので、そういったところで対応するようになるのかというふうに思います。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 坂本議員。

○17番（坂本秀則議員） 今回の場合は、1人で作業されていたんですかね。複数おったら、防護される板みたいなのを持って、2人1組ぐらいですればなかったと思うんですが、その点いかがですか。

○議長（福島知雄議員） 教育部長。

○教育部長（矢野博則さん） お答えいたします。

今回の作業は、1人で単独で行ったというところでございます。安全対策のほうについて行っていなかったということで、今回の作業を行う場合は複数人で、議員が言われたふうに、柵を置いて飛散のほうを防止するような対策が必要になってくるかと思っておりますので、それを受けまして、事故発生後、教育委員会といたしましては、そういった作業については周囲の安全対策を万全にするようにというところで、また指導のほうを行ったところでございます。

以上です。

○議長（福島知雄議員） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 質疑なしと認めます。

これで報告第9号専決処分の報告について（物損事故による損害賠償額の決定及び和解について）の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第7 報告第10号 専決処分の報告について（道路管理の瑕疵による損害賠償額の決定及び和解について）**

○議長（福島知雄議員） 日程第7、報告第10号専決処分の報告について（道路の瑕疵による損害賠償額の決定及び和解について）を議題とします。

建設課長、説明を求めます。

○建設課長（出田 稔さん） 報告第10号専決処分の報告について御説明いたします。

本件は、道路管理の瑕疵による事故の発生に伴い、相手方と示談を進めた結果、損害賠償額が100万円以下でありましたので、令和7年7月4日に専決処分したものであり、地方自治法第180条第2項の規定により議会に報告するものであります。

それでは、内容について御説明いたします。

1枚お開きいただき、専決処分書を御覧ください。

専決第11号。専決処分書。専決処分日は令和7年7月4日です。

1、事故発生日時、令和4年4月11日月曜日午前8時25分頃です。2、事故発生場所、記載のとおりでございます。参考資料の1ページに、当該事故発生場所の位置図をつけております。

2ページ、お願いいたします。

専決処分書にお戻りいただき、3、相手方住所氏名は、記載のとおりでございます。4、事故の概要ですが、相手方が自転車で通勤中、町道南方大人足線原水柳南橋の歩道上の雑草が車輪に絡まり、ハンドルをとられ前方へ転倒し、右腕骨折、左腕脱臼のけがを負ったものでございます。参考資料の2ページに、事故当時の状況の写真を添付してございます。御覧ください。

専決処分書にお戻りいただきますようお願いいたします。5、損害賠償の額、77万26円でございます。

なお、この額を支払うことにより、双方は本件に関し、今後の一切の請求、異議の申立てはしないということが和解の内容でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄議員） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

布田議員。

○11番（布田 悟議員） この相手方吉本溪太郎さん、この人の過失割合は。

○議長（福島知雄議員） 建設課長。

○建設課長（出田 稔さん） 今回の事故につきましては、通勤中の事故ということで労災保険の取扱いとなっております。過失割合につきましては、労災保険の相手方であります労働局との過失割合になっておりまして、労働局との過失割合は5対5になっております。相手方に対する過失割合というのはございません。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 岩下議員。

○14番（岩下和高議員） 損害賠償額約77万円なんですけど、これの内訳を教えてくださいか。

○議長（福島知雄議員） 建設課長。

○建設課長（出田 稔さん） 賠償額の内訳でございますけども、先ほど申し上げましたとおり、今回が労災保険の取扱いになってございます。労災保険の損害額が154万53円でございます。そのうち過失割合が5対5で、77万26円でございます。その内訳に関しては、相手方の治療費でございます。

以上になります。

○議長（福島知雄議員） ほかに質疑ありませんか。

西本議員。

○8番（西本友春議員） この場所は昨年と同じ事象で、昨年だったかな、その前もこの南方のこの道路は専決処分があって、その後どのような対策を取られたのかと、今回のこの事案に対して、今後、二度とこういう事件が起きないようにはどのような対策を打つかを教えてください。

○議長（福島知雄議員） 建設課長。

○建設課長（出田 稔さん） まず、1点目の事故発生後の対策ということでございますけども、この路線は事故発生後に、まず原因となった除草の作業を速やかに行っております。その後、道路のり面の雑草の対策といたしまして、のり面への防草コンクリートの工事を行っているところでございます。この路線に限らず、今後の事故の予防につきましては、令和5年より道路パトロール点検マニュアルを制定しておりまして、道路パトロール員のほうを配置して点検しておりまして、町内全域の町道をおおむね1週間でパトロールするように、現在しているところでございます。

以上になります。

○議長（福島知雄議員） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） ほかに質疑なしと認めます。

これで報告第10号専決処分の報告について（道路の瑕疵による損害賠償額の決定及び和解について）の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 8 議案第 4 1 号 工事請負契約の締結について（西部町民センター大規模改修工事（建築））

○議長（福島知雄議員） 日程第 8、議案第 41 号工事請負契約の締結について（西部町民センター大規模改修工事（建築））を議題とします。

光の森町民センター所長、説明を求めます。

○町民課長兼光の森町民センター所長（中村康幸さん） 議案第 41 号工事請負契約の締結について御説明いたします。

西部町民センター大規模改修工事（建築）の請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

契約の内容を御説明いたします。

1、契約の目的、西部町民センター大規模改修工事（建築）。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約金額、1 億 6,885 万円。4、契約の相手方、熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼 16 番地 10、株式会社アスク工業、代表取締役上村信敏でございます。

次に、工事の施工場所及び工事内容を説明いたします。

西部町民センターは昭和 60 年に建築され、40 年が経過し、外壁、トイレ、その他の設備で劣化が進んでおり、菊陽町公共施設等総合管理計画に基づき、大規模改修工事を実施するものでございます。

参考資料の 1 ページの図面を御覧ください。

図面は、西部町民センターの付近見取図及び配置図になります。図面の上部が北となります。

主な工事概要としましては、図面右側の赤線の枠組みのとおり、外部改修工事としましては、屋根及び防水改修工事、外壁改修工事、外部塗装改修工事、外部建具改修工事、外構改修工事を行います。内部改修工事としまして、内装改修工事、内部塗装改修工事、内部建具改修工事、家具等改修工事を行います。

次の 2 ページの図面を御覧ください。

1 階の改修平面図になります。図面の上部が北となります。図面の左側が改修前、右側が改修後になります。図面下の凡例のとおり、着色部分が改修工事の施工箇所になります。

左側改修前①の赤線の枠組みを御覧ください。トイレと、その北側にある現在使用していないシャワー室を含んだ範囲で改修を行います。図面右側の改修後①の赤線の枠組みのとおり、男性用トイレ及び女性用並びに多目的トイレを拡張し、新たに倉庫を設け、各トイレの段差解消を含めた改修を行います。また、図面左側の改修前②の赤線の枠組みを御覧ください。和室の集会室につきましては、床組、畳を撤去します。図面右側改修後②の赤線の枠組みのとおり、全面フローリングとした上で段差解消を行います。また、利用者の用途に合わせ置き畳が敷けるようにし、避難所となった場合にも活用できるように配慮しております。そのほか、改

修前の現在の玄関は開き戸となっている上に段差もございますので、改修後③のとおり、自動ドアに取替えを行い、玄関内部スロープの新設及び両側に手すりを設置します。

次に、3ページの図面を御覧ください。

2階の改修平面図になります。2ページ同様に、凡例のとおり、着色部分が改修工事の施工箇所になります。

左側改修前①の赤線の枠組みを御覧ください。上からトイレ及び湯沸かし室並びに廊下の一部の範囲において改修を行います。図面右側改修後①のとおり、1階と同様に各トイレの段差解消を含めた改修を行い、レイアウトを見直し、2階にもバリアフリートイレを新設します。そのほか、利用者の多い②の軽運動室につきましては、傷んでいる床のフローリングの張り替えを行います。

次に、4ページの図面を御覧ください。

屋根伏せ図になります。2ページ、3ページ同様に、凡例のとおり、着色部分が改修工事の施工箇所になります。

左側改修前①の屋根につきましては、現在、陶器瓦ぶきですが、右側改修後のとおり、台風や地震など災害時に落下の危険性があることから、カラーガルバリウム鋼板へのふき替えを行います。②のプレールーム上部の屋根については、塗膜防水による改修を行います。また、③のトップライトや④のといについても取替えを行います。

次に、5ページの図面を御覧ください。

図面の上部が改修前で、下段が改修後の図面になります。図面左側が南側から望んだ立面図、右側が西から望んだ立面図になります。引き出し線により記号を設けております。その記号に該当する施工箇所、改修内容については、図面下の凡例に示しております。

主な改修内容としまして、外壁については補修を行った上で、薬品洗浄や塗装改修を行います。

工期につきましては、令和8年2月27日までとしております。

工事期間中については、西部町民センターを閉鎖した上で工事を行います。また、武蔵ヶ丘北小学校も付近にあることから、事故がないように十分安全管理を行いながら進めてまいります。

御審議のほどよろしく申し上げます。以上で説明を終わります。

○議長（福島知雄議員） 財政課長、指名業者について説明を求めます。

○財政課長（今村太郎さん） それでは、西部町民センター大規模改修工事（建築）の指名業者及び入札結果について御説明させていただきます。

参考資料の最後のページ、指名入札業者一覧のほうを御覧ください。

本件につきましては、西部町民センターの改修工事となり、業種は建築一式となります。件名、場所については御覧のとおりですが、税込みの予定価額が1億7,103万9,000円、税込みの落札価格が1億6,885万円で、落札率が98.72%となっております。

指名業者につきましては、工事内容と設計金額から、6月20日の指名審査会の審議を経まして、町内に本店または支店等を有する業者で、熊本県の建築一式における格付ランクA2以上を有する6者を指名しております。

指名競争入札は7月15日に執行いたしまして、指名した業者名及び税抜きの入札価格は一覧のとおりですが、この中で最も低い価格で入札のあった1番目の株式会社アスク工業を落札者と決定しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（福島知雄議員） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

中岡議員。

○10番（中岡敏博議員） 議案第41号について質疑を行います。2点ございます。

まず、こちらの施設は、指定緊急避難場所と指定避難所になっておりますが、図面参考資料の2ページに関わると思うんですけども、正面入り口右側に談話コーナーというのがありました。平成28年熊本地震のときに、避難者はここで避難をされた記憶がございますが、この上にシャンデリア様なものが設置されております。余震のたびにそれが揺れる。非構造部材として、そのままシャンデリア等の照明を残すという考えであるのかが1点と、あと一点が工事中についてを質疑します。

ふだん、武蔵ヶ丘北小学校の登下校に、車両が西部町民センター駐車場を利用して車の出入りがあります。それと、西側11台分が小学校の職員駐車場になってると記憶しておりますので、工事中、その駐車場の利用、使用等は、放課後児童クラブ等の利用も含めて可能になるのか、休館に伴って閉鎖するのかお尋ねいたします。

○議長（福島知雄議員） 光の森町民センター所長。

○町民課長兼光の森町民センター所長（中村康幸さん） 御質問にお答えします。

まず、後者のほうの工事車両につきましては、学童、学校のほうと連携しながら、最終的に進めていく予定としております。

1番、前者のほうの内装につきましては、室内についてはLED化のところにする計画にしております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） ほかに質疑はありませんか。

佐々木議員。

○9番（佐々木理美子議員） 中岡議員の駐車場の件、子どもたちの駐車場の送迎についての質問がありましたが、実際、西部町民センターの駐車場についてはすごく少ないと思います。今回の平面図を見ますと、入り口の段差になってるところを全くなくして、広くなるのかなと思いますが、今ある駐車場をまだ増やすことができるのか質問です。

それから、今、3名の会計年度職員がいます。その方が、令和8年2月27日までの期間はどうなるのかお聞きいたします。

○議長（福島知雄議員） 光の森町民センター所長。

○町民課長兼光の森町民センター所長（中村康幸さん） 御質問にお答えします。

一番初めの駐車場につきましては、縦列駐車になりますが、十数台、今回の大規模改修工事で増設になる予定になっております。

後者のほうの会計年度任用職員、こちらのほうにつきましては、講座等もあっておりますので、3名のうち1名をそのまま継続して雇用して、光の森町民センターにおいて業務を行ってもらう予定にしております。あとの2名につきましては、閉鎖が終了後、また採用する予定にしております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第41号について賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員） 押し間違い、押し忘れございませんね。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第9 議案第42号 工事請負契約の締結について（菊陽空港線道路築造工事（その5））

○議長（福島知雄議員） 日程第9、議案第42号工事請負契約の締結について（菊陽空港線道路築造工事（その5））を議題とします。

建設課長、説明を求めます。

○建設課長（出田 稔さん） 議案第42号工事請負契約の締結について説明いたします。

菊陽空港線道路築造工事（その5）の請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めらるるものでございます。

契約の内容を御説明いたします。

1、契約の目的、菊陽空港線道路築造工事（その5）。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約金額、7,480万円。4、契約の相手方、熊本県菊池郡菊陽町大字原水3316番地、株式会社坂本建設、代表取締役坂本俊正でございます。

次に、本工事の場所及び概要について御説明いたします。

2枚めくっていただいて、参考資料1ページの全体平面図を御覧ください。

図面は、左側が北となり、水色で着色した箇所は発注済みで、現在施工中の箇所になります。赤色で着色した箇所が今回の工事箇所です。

今回の工事は、菊陽空港線と町道古閑原上堀川線との交差点部分に、新たに交差点を築造するものでございます。

1枚めくっていただいて、参考資料2ページの平面図を御覧ください。

本工事の主な内容は、図面右下に記載をしております。

まず、工事の概要は交差点築造工事でございます。施工延長は、図面南北方向の菊陽空港線で54.9メートル、図面の東西方向の町道古閑原上堀川線で255.2メートルです。

次に、排水構造物工として自由勾配側溝延長255メートル、集水ます4基、管渠型側溝延長255メートル、落蓋式側溝延長28メートルを施工いたします。次に、道路附属施設工として歩車道境界ブロック延長254メートル、路側防護柵工としてガードレール延長101メートルを施工いたします。次に、路床置換工としてF e 石灰処理土を厚さ20センチ、526平方メートルを施工した後、車道舗装工として1,372平方メートルを施工いたします。次に、歩道舗装工として216平方メートルを施工いたします。

最後に、工期につきましては、令和8年2月27日までとしております。

以上で建設課からの説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄議員） 財政課長、指名業者について説明を求めます。

○財政課長（今村太郎さん） それでは、菊陽空港線道路築造工事（その5）の指名業者及び入札結果について御説明申し上げます。

参考資料の最後のページの指名入札業者一覧をお開きください。

本件につきましては、菊陽空港線の道路築造工事となり、業種は土木一式となります。件名、場所については御覧のとおりですが、税込みの予定価格が7,600万100円、税込みの落札価格が7,480万円で、落札率が98.42%となっております。

指名業者につきましては、工事内容と設計金額から、6月20日の指名審査会の審議を経まして、町の格付ランクAを有する6者を指名しております。

指名競争入札は7月15日に執行いたしまして、指名した業者名及び税抜きの入札価格は一覧のとおりですが、この中で最も低い価格で入札のあった1番目の株式会社坂本建設を落札者と決定しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄議員） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第42号について賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員） 押し間違え、押し忘れございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第10 議案第43号 工事請負契約の締結について（武蔵ヶ丘中学校体育館大規模・長寿命化改修工事）**

○議長（福島知雄議員） 日程第10、議案第43号工事請負契約の締結について（武蔵ヶ丘中学校体育館大規模・長寿命化改修工事）を議題とします。

施設整備課長、説明を求めます。

○施設整備課長（鈴木 理さん） 議案第43号工事請負契約の締結について説明いたします。

武蔵ヶ丘中学校体育館大規模・長寿命化改修工事の請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の内容を御説明いたします。

1、契約の目的、武蔵ヶ丘中学校体育館大規模・長寿命化改修工事。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約金額、1億7,710万円。4、契約の相手方、熊本県菊池郡菊陽町新山3丁目5番11号、株式会社藤島工務店、代表取締役藤島友一でございます。

次に、工事の施工場所及び内容について御説明いたします。

参考資料の1ページ目を御覧ください。

武蔵ヶ丘中学校の配置図でございます。図面の上が北になります。

武蔵ヶ丘中学校体育館は昭和56年12月に建設され、その後、昭和63年1月に増築されており、建設後約44年が経過し、内部、外部ともに老朽化が著しい状況であります。また、次の議

案第44号で御審議いただく空調設備工事により冷暖房効果の向上を図るため、体育館の長寿命化及び断熱改修工事を行うものでございます。

図面右上の枠囲みに工事概要を記載しておりますので御覧ください。

本工事の概要としましては、外部改修工事、内部改修工事、建具改修工事、鉄骨工事、防水改修工事、塗装工事、ユニット工事、外構改修工事、空調基礎工事を行い、改修済みの屋根及びトイレを除く建物全体の改修工事を実施するものです。

赤色網かけ部分が施工箇所の体育館になります。

主な工事として、赤文字の外部改修工事、内部改修工事及び建具改修工事について御説明いたします。

参考資料の2ページ目を御覧ください。

体育館の平面図になります。図面の上が北になります。

内部改修工事として、赤色網かけ部分のアリーナ及びステージ1,164平方メートルの床の研磨、樹脂塗装仕上げを行い、アリーナのコートラインの引き直しを行います。

参考資料の3ページを御覧ください。

体育館の断面図になります。引き出し線により主な改修内容を示しています。右上の凡例のとおり、赤色が内部改修工事、青色が外部改修工事になります。

①のトラスばり、SOP塗装です。長寿命化を図るため、鉄骨小屋ばりの塗装の塗り替えを行います。続きまして②天井、セルロースファイバー吹きつけです。天井については、断熱性と吸音性の向上を図るため、新聞紙などの古紙をリサイクルして作られた断熱材のセルロースファイバーを吹きつけいたします。③壁、音響調整板です。内壁については、老朽化が著しいことから、音響調整板を改修し、断熱材を高性能グラスウールに更新いたします。続きまして④鉄骨柱、フッ素樹脂塗装です。外部の鉄骨の柱については、長寿命化のため塗装の塗り替えを行います。

続いて、参考資料4ページを御覧ください。

体育館の北側、西側の立面図になります。上が改修前で、下が改修後になります。引き出し線により主な改修内容を示しております。右上の凡例のとおり、青色が外部改修工事、緑色が建具改修工事になります。

下段の改修後の立面図を御覧ください。

①窯業系サイディングボード。外壁については老朽化が著しいことから、全て窯業系サイディングボードへ張り替えを行います。別途工事で空調設備を整備することから、断熱性向上のため、断熱材を高性能グラスウールへ更新します。②鋼製建具。左下の北側立面図を御覧ください。南側と北側については、1階の窓を小さくし、外壁に改修することで断熱性の向上を図ります。③二重防水ガラリを御覧ください。西側立面図を御覧ください。西側の2階の中央部に大きな窓がありますが、こちらについて、採光の必要性がないことから窓を撤去して、断熱性向上のため外壁へ改修し、その一部を換気のため換気口、いわゆるガラリへ改修い

たします。

工事の施工については、学校と十分に協議、調整を行い、授業、社会体育活動に配慮しながら、事故がないよう進めてまいります。

工期につきましては、令和8年2月27日までとしております。

以上で施設整備課の説明を終わります。

○議長（福島知雄議員） 財政課長、指名業者について説明を求めます。

○財政課長（今村太郎さん） それでは、武蔵ヶ丘中学校体育館大規模・長寿命化改修工事の指名業者及び入札結果について御説明申し上げます。

参考資料の最後のページ、指名入札業者一覧をお開きください。

本件につきましては、武蔵ヶ丘中学校体育館の改修工事となり、業種は建築一式となります。件名、場所については御覧のとおりですが、税込みの予定価格が1億7,985万円、税込みの落札価格が1億7,710万円で、落札率が98.47%となっております。

指名業者につきましては、工事内容と設計金額から、6月20日の指名審査会の審議を経まして、町内に本店または支店等を有する業者で、熊本県の建築一式における格付ランクA2以上を有する6者を指名させていただいております。

指名競争入札は7月15日に執行いたしまして、指名した業者名及び税抜きの入札価格は一覧のとおりですが、この中で最も低い価格で入札のあった1番目の株式会社藤島工務店を落札者として決定しております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（福島知雄議員） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

坂本議員。

○17番（坂本秀則議員） 工事が来年の2月末までということですが、この間、体育館を使用した授業、また部活動で使用できない期間があると思うんですが、その期間どう対応するのか質問します。

○議長（福島知雄議員） 教育部長。

○教育部長（矢野博則さん） 御質問にお答えいたします。

まず、授業については、主に体育の授業に影響してくるかと思えますけれども、こちらについては体育館を使用せずに、運動場等で使用していただくということで調整のほうを行っております。

それから、体育館を使う部活動についてでございますけれども、実際、バレー、バドミントン、バスケットの種目の部活動がございます。こちらについては、近隣の施設のほうを代替として使用させていただくように調整のほうを行っております。例えば、キャロピアの体育館であったりとか、それから近隣の小学校の体育館を使用させていただくなどの調整のほうを行

っております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 坂本議員。

○17番（坂本秀則議員） 今、説明のあったキャロピア、また小・中学校の体育館とありますが、総合体育館も利用できるんじゃないかと。その点、いかがですか。

○議長（福島知雄議員） 教育部長。

○教育部長（矢野博則さん） 御質問のとおり、総合体育館のほうの使用についても検討いたしましたけれども、距離的にちょっとあるということで、部活動ですので学校から近い施設ということで、小学校でいくと武蔵ヶ丘小学校、武蔵ヶ丘北小学校を活用させていただくというところで調整のほう行っております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） ほかに質疑はありませんか。

鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） 今回の工事は長寿命化工事ということで、体育館の耐用年数というのは総務省のを見ると大体47年くらいとなっております、今、学校でも40年以上たつてと思うんですけど、今回の工事で大体あとどれくらい体育館が使えるというふうに考えてますか。

○議長（福島知雄議員） 施設整備課長。

○施設整備課長（鈴木 理さん） 質問にお答えいたします。

文科相のほうでは、現在、長寿命化に向けて全国的に取り組んでおりまして、おおむねこういった長寿命化改修工事を行うことで70年から80年は使用してほしいということであっております、町においても学校長寿命化計画を策定しておりまして、それに基づき、おおむねその程度を使用したいというふうに考えております。

○議長（福島知雄議員） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第43号について賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員） 押し間違い、押し忘れございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第11 議案第44号 工事請負契約の締結について（武蔵ヶ丘中学校体育館空調設備整備工事（機械設備））**

○議長（福島知雄議員） 日程第11、議案第44号工事請負契約の締結について（武蔵ヶ丘中学校体育館空調設備整備工事（機械設備））を議題とします。

施設整備課長、説明を求めます。

○施設整備課長（鈴木 理さん） 武蔵ヶ丘中学校体育館空調設備整備工事（機械設備）の請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の内容について御説明いたします。

1、契約の目的、武蔵ヶ丘中学校体育館空調設備整備工事（機械設備）。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約金額、6,545万円。4、契約の相手方、熊本県菊池郡菊陽町大字原水3242番地、株式会社後藤設備、代表取締役後藤一喜でございます。

次に、工事の施工場所及び内容について御説明いたします。

本工事は、さきの議案第43号の武蔵ヶ丘中学校体育館大規模・長寿命化改修工事と併せて施工する機械設備工事になります。

参考資料の1ページを御覧ください。

本工事は、避難所機能の強化及び猛暑日の増加に伴う生徒の健康被害防止のため、武蔵ヶ丘中学校体育館アリーナに空調設備を整備するものでございます。

工事概要を図面の右上の枠囲みに記載しておりますので御覧ください。

機械設備工事の概要としましては、空調設備機器及び配管工事、災害対応バルク貯槽設備工事、ガス設備配管工事になります。

主な工事として、空調設備機器工事、災害対応バルク貯槽設備工事について御説明いたします。

赤色網かけの体育館を御覧ください。

体育館の北西と南東側に空調室外機を設置いたします。また、体育館北側に熱源となるプロパンガスを貯蔵するための、図面右上に示している写真のような容量2.9トンのバルクと呼ばれる貯槽設備を設置し、通常時はそのバルクに貯蔵されているプロパンガスを、桃色で示しておりますガス管により室外機へ供給いたします。災害時においては、貯蔵されているプロパンガスを室外機へ供給することに加え、図面右下に示している写真のような災害対応のガス栓を設け、炊き出し等が行える災害対応バルクとして整備いたします。

また、今回採用いたしました空調システムは電源自立型のガスヒートポンプ空調で、停電時においても起動用バッテリーで室外機のガスエンジンを起動させ、ガスによる発電により、出力は低下するものの、72時間以上冷暖房が使用でき、さらに一部の照明や非常用コンセントを

利用することが可能なシステムとなっております。

参考資料の2ページを御覧ください。

アリーナの平面図になります。図面の上が北側になります。図面赤色が空調機器、青色が冷媒管、桃色がガス管、緑色が室内機から排出される水を処理するドレン排水管を示しています。

図面右上に示している写真のような室内機をアリーナ内に16台整備する計画で、図面右下に示している写真のような室外機4台を体育館の北西と南東側へそれぞれ2台ずつ設置いたします。

工事については、さきの議案第43号と同様に、事故がないよう進めてまいります。

工期につきましては、令和8年2月27日までとしております。

以上で施設整備課の説明を終わります。

○議長（福島知雄議員） 財政課長、指名業者について説明を求めます。

○財政課長（今村太郎さん） それでは、武蔵ヶ丘中学校体育館空調設備整備工事（機械設備）の指名業者及び入札結果について御説明申し上げます。

参考資料の最後のページ、指名入札業者一覧を御覧ください。

本件につきましては、武蔵ヶ丘中学校体育館の改修工事と併せて施工する空調に関する機械設備工事となり、業種は管工事となります。件名、場所については御覧のとおりですが、税込みの予定価格が6,634万1,000円、税込みの落札価格が6,545万円で、落札率が98.66%となっております。

指名業者につきましては、工事内容と設計金額から、6月20日の指名審査会の審議を経まして、町内に本店または営業所を有する5者に、熊本県内に本店を有する6者を加えた合計11者を指名しております。

指名競争入札は7月15日に執行いたしまして、指名した業者名及び税抜きの入札価格は一覧のとおりですが、この中で最も低い価格で入札のあった1番目の株式会社後藤設備を落札者として決定しております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（福島知雄議員） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

坂本議員。

○17番（坂本秀則議員） 今回の空調設備の工事ですが、国、県の補助は入ってるのか、それとも単独なのか。いかがですか。

○議長（福島知雄議員） 施設整備課長。

○施設整備課長（鈴木 理さん） 質問についてお答えいたします。

今回の財源については、文科省の学校施設環境改善交付金、空調設備整備臨時特例交付金を

活用して進めてまいります。

○議長（福島知雄議員） 坂本議員。

○17番（坂本秀則議員） その割合はどのくらい。

○議長（福島知雄議員） 施設整備課長。

○施設整備課長（鈴木 理さん） 失礼しました。質問にお答えします。

上限が7,000万円で、補助率は2分の1になります。

○議長（福島知雄議員） 坂本議員。

○17番（坂本秀則議員） 国、県の補助が入った場合、この議案書の中でもいいですから、そういうのを記載しとってもらえば大変理解しやすいんですが、その点いかがですか。できないですか。

○議長（福島知雄議員） 財政課長。

○財政課長（今村太郎さん） 今の御質問ですが、参考資料の中には記載できると思いますので、記載する方向で内部で検討させていただきたいと思います。

以上となります。

○議長（福島知雄議員） ほかに質疑ありませんか。

佐々木議員。

○9番（佐々木理美子議員） 室外機及びガス管が体育館の周りを回りますが、このそばではソフトテニス部、多分、女子のソフトテニス部が練習してると思いますが、それに影響ないかお聞きいたします。

○議長（福島知雄議員） 施設整備課長。

○施設整備課長（鈴木 理さん） 御質問にお答えいたします。

一応、配管についてはラッキングといいまして、配管を鉄で覆うような素材でできてますので、練習には支障ないように考えております。

○議長（福島知雄議員） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第44号について賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員） 押し間違い、押し忘れございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第12 議案第45号 財産の取得について（菊陽町消防団小型動力ポンプ積載車）**

○議長（福島知雄議員） 日程第12、議案第45号財産の取得について（菊陽町消防団小型動力ポンプ積載車）を議題とします。

危機管理防災課長、説明を求めます。

○危機管理防災課長（阪本幸昭さん） 議案第45号財産の取得について御説明いたします。

菊陽町消防団小型動力ポンプ積載車購入に係る財産の取得について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

それでは、契約の内容を御説明いたします。

1、契約の目的、菊陽町消防団小型動力ポンプ積載車購入。2、財産の種類、物品。3、契約の方法、指名競争入札。4、契約金額、2,370万2,800円。5、品名及び数量につきましては、1ページおめくりいただきまして別紙を御覧ください。品名は小型動力ポンプ積載車、数量は4台でございます。また、規格に記載しております赤色回転灯LED、電子サイレンなどを装備することとしております。

議案の1枚目にお戻りください。

6、契約の相手方、熊本県熊本市中央区上水前寺1丁目10番5号、熊本いちほら工業株式会社、代表取締役澤田悦幸でございます。

次に、購入物品について御説明いたします。

菊陽町消防団の小型動力ポンプ積載車は、各分団に計26台を配備しており、導入から22年が経過した車両について順次更新を進めております。今回は、このうち4台を購入するものでございます。

購入する車両の主な仕様といたしましては、ガソリンエンジンを搭載したオートマチック車で、各種消防機材を積載するための艀装を施した仕様となっております。また、車両総重量は3.5トン未満であるため、現行の普通自動車運転免許証で運転が可能な車両となっております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（福島知雄議員） 財政課長、指名業者について説明を求めます。

○財政課長（今村太郎さん） それでは、菊陽町消防団小型動力ポンプ積載車購入の指名業者及び入札結果について御説明申し上げます。

参考資料の最後のページ、指名入札業者一覧をお開きください。

本工事につきましては、菊陽町消防団の小型動力ポンプ積載車の更新による購入で、業種は物品となります。件名、場所については御覧のとおりですが、税込みの予定価格が2,395万

2,500円、税込みの落札価格が2,370万2,800円で、落札率が98.96%となっております。

指名業者につきましては、物品の内容と設計金額から、6月20日の指名審査会の審議を経まして、消防の積載車の物品業務に希望や実績のある、県内に本店または営業所を有する6者を指名しました。

指名した業者名及び税抜きの入札価格は一覧のとおりですが、この中で最も低い価格で入札のあった1番目の熊本いちほら工業株式会社を落札者と決定しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄議員） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

坂本議員。

○17番（坂本秀則議員） 今回は4台の購入ということですが、どこへ、何分団何班に導入するのか説明をお願いします。

○議長（福島知雄議員） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（阪本幸昭さん） 今回購入いたします対象の班といたしましては、第1分団第2班道明班、第2分団第5班津留、大堀木班、第3分団第2班下津久礼班、第4分団第4班馬場班になります。

○議長（福島知雄議員） 坂本議員。

○17番（坂本秀則議員） 先ほどと同様ですが、スムーズな議事運営のために、最初からそれ記載、参考資料でもいいですから書いとってもらえば、質問もしなくていいんですから。その点、いかがですか。

○議長（福島知雄議員） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（阪本幸昭さん） 次回以降、参考資料のほうに記載するようにいたします。

○議長（福島知雄議員） ほかに質疑ありませんか。

西本議員。

○8番（西本友春議員） 菊陽町の消防団で26台中今回4台ということですが、今後の計画として26台全部するのかどうなのか。今が何台目というのと、今後の見通しについて説明をお願いします。

○議長（福島知雄議員） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（阪本幸昭さん） 購入につきましては、昨年度から購入のほうを始めておりまして、昨年度が3台、今年が4台、令和8年度来年度が5台、令和9年度が5台、令和10年度が4台、令和11年度が5台となりまして、全て26台の更新を計画しております。

○議長（福島知雄議員） ほかに質疑ありませんか。

岩下議員。

○14番（岩下和高議員） 今回、前年度から購入されておりますけど、私、消防団に入ったこと

がないもんですから物がちょっと分からない。はっきり、写真とかがもしもあるのであれば、今後、購入される場合には写真をつけていただくことは可能でしょうか。

○議長（福島知雄議員） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（阪本幸昭さん） 次回購入分から、前年購入の際の写真、納品写真等を参考資料として添付いたします。

○議長（福島知雄議員） ほかに質疑ありませんか。

鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） 今回の指名業者全て熊本市の業者の方だと思うんですけど、町内は基本的にいらっしゃらないから指名されなかったってことですか。

○議長（福島知雄議員） 財政課長。

○財政課長（今村太郎さん） 入札に関する指名につきましては、指名審査会の専権事項でございます。設置規則において、審議は公開せず、内容を外部に漏らさないというふうなことでございますが、先ほど御説明しましたように、県内に本店または営業所を有する6者を指名しました。本来であれば、町内業者育成の面から、町内事業者においてこういったことができる事業者さんがいらっしゃれば指名をさせていただくような形になるかとは思いますが、一般的に消防の業務ということになってきますので、実績のある事業者様を指名させていただいたというような結論になるかと思えます。

以上となります。

○議長（福島知雄議員） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第45号について賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員） 押し間違い、押し忘れございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これで令和7年第3回菊陽町議会臨時会を閉会します。

お疲れさんでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉会 午前11時7分

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署名します。

令和 年 月 日

菊陽町議会議長 福島 知 雄

菊陽町議会議員 鬼塚 洋

菊陽町議会議員 吉村 恭 輔

菊陽町議会会議録  
令和7年第3回8月臨時会

令和7年8月発行

発行人 菊陽町議会議長 福島知雄  
編集人 菊陽町議会事務局長 内藤優誠  
印刷 株式会社 きょうせい九州支社  
電話 (092) 831-0700 (代表)

菊陽町議会事務局

〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800  
電話(代) (096) 232-2111  
議会事務局TEL (096) 232-4919